

国土交通省 中部地方整備局様より

BCP（災害時の基礎的事業継続力）に認定されました。

R3年9月17日に国土交通省中部地方整備局様よりBCP（災害時の基礎的事業継続力）に認定されました。

「災害時の基礎的事業継続力」いわゆるBCP（事業継続計画）とは、不測の事態（災害・事故などの被害）が発生した場合でも、重要業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短い時間で再開するよう、中断に伴うリスクを最低限に抑えるため、平常時から事業継続について準備しておく計画のことです。

中部地方整備局が定める「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要綱」に適合している場合のみ、認定を受けることができます。
今後の“もしも”に備え、引き続き万全の体制を整えます。

